

定期予防接種日程表

豊島区池袋保健所

令和7年7月

予防接種の種類	予診票の通知方法	2 か 月	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	7 歳 半	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳	
BCG (結核)	生後2か月に 送付			1回		生後5～8か月で接種																					
B型肝炎 HBV	生後2か月に 送付 (1・2・3回)			1・2・3回		27日以上の間隔をおいて2回接種 1回目の接種から139日以上あけて3回目																					
小児用 肺炎球菌	生後2か月に 送付 (1・2・3回・ 追加)			1・2・3 回			追加							1回目: 生後2か月～7か月: 27日以上間隔で1歳までに3回 60日以上の間隔をあげ、12～15か月齢の間に追加 ※1 生後7か月を超えて1回目接種の場合の接種間隔は※2参照													
五種混合 DPT-IPV-hib ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ	生後2か月に 送付 (1・2・3回・ 追加)			1・2・3 回			追加		1～3回は20～56日までの間隔 3回終了後6か月以上(6～18か月)あけて追加																		
Hib (ヒブ)	生後2か月に 送付 (1・2・3回・ 追加)			1・2・3回			追加							1回目: 生後2か月～7か月: 27～56日間隔で1歳までに3回 初回接種後7～13か月あけて追加 生後7か月を超えて1回目接種の場合の接種間隔は※3参照													
四種混合 DPT-IPV ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	生後2か月に 送付 (1・2・3回・ 追加)			1・2・3回			追加		1～3回は20～56日までの間隔 3回終了後6か月以上(12～18か月) あけて追加																	R6.4月より、 四種混合とHibを一本化した 五種混合接種に移行します。 (既に四種とHibで接種を開始している方は、残りの回数も原則初回と同一種類のワクチンです。)	
ロタウイルス	生後2か月に 送付 (1・2・3回)			ロタ リックス					1価(ロタリックス®)を使用する場合: 生後6週0日～24週0日の間に4週以上の間隔をおいて2回。 5価(ロタテック®)を使用する場合: 生後6週0日～32週0日の間に4週以上の間隔をおいて3回。																		
水痘 (みずぼうそう)	1歳に送付							1・2回						1歳以上3歳に至るまで 3か月以上あけ、標準的には6か月～12か月の間隔をおいて2回													
麻しん・風しん MR Ⅰ期	1歳に送付							1回		1歳以上2歳に至るまで 混合ワクチンを接種																	R4.4.2～R5.4.1生まれの第Ⅰ期末接種者と、 H30.4.2～H31.4.1生まれの第Ⅱ期末接種者は、R9.3.31まで、定期接種の期間が延長になります。
麻しん・風しん MR Ⅱ期	就学の1年前 の3月に送付											1回		5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間 (就学前年度4/1～3/31) 令和7年度対象: 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ 麻しん・風しんにかかった方は、※4参照													

※1 小児用肺炎球菌の接種を生後2か月～7か月で開始したが、生後12か月までに3回接種できない場合

- ・2回目が生後12か月を超える: 3回目の接種は行わず、追加接種のみ実施(計3回)
- ・2回目が生後24か月を超える: 2回目、3回目の接種は行わず、追加接種のみ実施(計2回)
- ・3回目が生後24か月を超える: 3回目の接種は行わず、追加接種のみ実施(計3回)

※2 小児用肺炎球菌の接種を生後7か月を超えて開始する場合

- ・1回目が生後7か月に至った日の翌日～12か月に至るまで
: 27日以上あけて生後24か月(標準的には生後12か月)までに2回、60日以上あけて生後12か月以降に追加(計3回)
ただし、2回目が生後24か月を超えた場合は、追加接種のみ実施(計2回)
- ・1回目が生後12か月に至った日の翌日～生後24か月に至るまで: 60日以上の間隔で追加(計2回)
- ・1回目が生後24か月に至った日の翌日～生後60か月に至るまで: 1回

※3 Hibワクチンの接種を生後7か月を超えて開始する場合

- ・1回目が生後7か月に至った日の翌日～12か月に至るまで
: 27日以上あけて2回、2回目接種後7か月以上あけて追加(計3回)
ただし、2回目が生後12か月を超える場合には行わず、27日以上あけて追加接種のみ実施(計2回)
- ・1回目が生後12か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまで: 1回

※4 麻しん・風しん混合ワクチンは、麻しん風しんどちらかにかかったお子さんでも接種できます。

標準的 接種期間	
-------------	--

定期予防接種対象期間

定期予防接種日程表

豊島区池袋保健所

令和7年7月

予防接種の種類	予防票の通知方法	2 か 月	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	7 歳 半	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳					
日本脳炎 Ⅰ期	3歳児健診 送付 (1・2回・追加)							6～28日間隔	1・2 回・追 加	6月以上あ け、概ね1年 後に追加			特1 H7年4月2日～H19年4月1日生まれば20歳未満まで接種可																		
日本脳炎 Ⅱ期	9歳(小3) 送付																														
二種混合 D T 〔ジフテリア 破傷風〕	11歳(小5) 送付																														
子宮頸がん HPV	中1女子 送付	《サーバリックス2価》の場合 1か月以上の間隔において2回目 1回目接種後5月以上、 2回目接種後2月半以上において3回目										《ガーダシル4価》の場合 1か月の間隔において2回目 2回目接種後3か月において3回目										小学校6年生～ 高校1年生の女子 ※以下の方はR8年3月31日まで接種可能 ・キャッチアップ延長の対象者 H9年4月2日～H21年4月1日生の女子で 令和4年4月1日～令和7年3月31日の間 に少なくとも1回以上接種し、3回目まで									
		《シルガード9価》の場合 15歳未満で1回目を受ける場合：5か月以上あけて2回目 15歳以上で1回目を受ける場合：4価と同様																													

★ ○か月で間隔をあける場合は、1か月後、3か月後の同日以降の接種となります。
例：令和7年4月1日から2か月後あける場合・・・令和7年6月1日以降に接種可能。

★ 定期予防接種対象期間を過ぎた場合は、接種費用は自己負担となります。

★ 長期にわたる疾患等のため定期予防接種を受けられなかったかたについては、ご相談ください。

任意予防接種日程表

※豊島区独自の制度です。

予防接種の種類	予防票の通知方法	2 か 月	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	7 歳 半	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳
おたふくかぜ	1歳に1回目送付 就学の1年前の 3月に2回目送付							1回目 全額 助成			2回目 一部 助成			5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間 (就学前年度4/1～3/31)一部助成 令和7年度対象：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ												
		1歳から3歳に至るまで1回助成																								
麻しん・風しん MR 経過措置	希望者							第1期	無料		第2期	無料														
男性 HPV	希望者	《ガーダシル4価》 1か月の間隔おいて2回目 2回目接種後3か月おいて3回目												小学校6年生～ 高校1年生の男性 無料												

定期接種期間 対象期間

【任意接種の接種方法】

- 麻しん・風しん・MR経過措置については、豊島区内の契約医療機関のみにとなります。
おたふくかぜについては豊島区内及び新宿区内の契約医療機関で接種ができます。
- 麻しん・風しん・MR経過措置は、2歳以上小学校就学前でⅠ期末接種のかたと、小学1年生から18歳までのかたで接種回数2回未満のかたは、公費で麻しん風しん混合ワクチンを接種できる制度です。
- 助成対象期間と接種対象期間は異なる場合があります。
助成対象期間が過ぎると、接種可能でも助成が受けられません。

* 問い合わせ先 *

池袋保健所保健予防課

☎03-4566-4115

長崎健康相談所

☎03-3957-1191